

ハラスメント防止対策における指針

1. 基本方針

医療法人光風会訪問看護ステーションみどり（以下「事業所」という）は、利用者及びその家族に対して安定したサービスを提供するため、事業所及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止対策のため本指針を定め、全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. ハラスメントの定義

1) 事業所におけるハラスメント

①セクシャルハラスメント

事業所における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること。または、性的な言動により他の職員の就業環境を害することを言う。また、性的指向または性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけではなく、同性に対する言動も該当する。

②パワーハラスメント

同じ事業所で働く者に対して。職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること並びに職場環境を悪化させる行為を言う。なお客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、事業所内のパワーハラスメントに該当しない。

③妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント

事業所において上司や同僚が、職員の妊娠・出産・育児・介護等に関する制度または措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害することを言う。なお、務分担や安全配慮等の観点から客観的に見て業務上の必要性に基づく言動についてはハラスメントには該当しない。

3. 訪問先・利用者宅でのハラスメント

① セクシャルハラスメント

意志に反する性的誘いかけ、あるいは好意的態度の要求等嫌がらせをする行為。

必要もなく職員の身体に触れる、抱き着く、わいせつな図画を見せる、性的な言動等。

② 身体的暴力

身体的な力を使って、職員に嫌がらせや危害を及ぼす行為。

叩く、蹴る、ひっかく、つねる、物を投げる等。

③ 精神的暴力

個人の尊厳や人格を心ない言動や態度によって傷つけたり、見下したりする行為。

大声で怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、無視する等。

4. ハラスメント防止対策委員会の設置

ハラスメント防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任のハラスメント防止対策」を担当するもの（以下「担当者」という）とする。
- 2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- 3) 委員会は定期的（年1回以上）かつ必要に応じて開催する。
- 4) 委員会は次のような内容について協議する。
 - ① 指針・マニュアル等の整備・内容に関すること
 - ② 研修・教育計画の策定及び実施に関すること
 - ③ ハラスメント事案が発生した場合の関係者の対応及び再発防止に関すること
 - ④ 再発防止策を講じた際にその効果、および評価に関すること

5. ハラスメント防止対策のための職員研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、ハラスメント防止対策の基礎的内容の知識の普及や啓発を目的とした「ハラスメント防止対策のための研修」を年1回（含む入職時）を実施する。研修の内容としては、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保管する。

6. ハラスメントが発生した場合の対応

1) 職員の安全管理

ハラスメントが発生した場合、まず職員の安全を確保することが重要である。管理者は状況を迅速に把握し、職員を安全な状態に保つための措置を講ずる。

2) ハラスメントの状況把握

職員の安全が確保された後管理者はハラスメントの具体的な状況を確認し、被害者・加害者双方への適切な対応を指示する。

3) 関係する機関への連絡・通報

ハラスメントが発生した場合は、速やかにハラスメント防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに関係機関へ連絡・通報する。

7. ハラスメントに関する相談報告体制

- 1) ハラスメントに関する相談担当者は管理者とする。
- 2) 担当者は職員等からハラスメントの報告相談を受けた場合は本指針に従って対応する。
- 3) 被害者への配慮の取り組みを行う。（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で対応させない等）

4) 担当者は相談や報告のあった事例を検討し、マニュアルの整備・更新を検討する。

8. 指針の開示

ハラスメント防止対策の指針は、事業所内に掲示するとともにインターネットのホームページでの公表し、利用者及びその家族が自由に閲覧できるようにする。

<http://care-net.biz/09/kounan>

附則 1 本指針は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。